

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【公表番号】特表2018-534909(P2018-534909A)

【公表日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2018-046

【出願番号】特願2018-511282(P2018-511282)

【国際特許分類】

A 24 F 47/00 (2006.01)

A 61 M 15/06 (2006.01)

【F I】

A 24 F 47/00

A 61 M 15/06

Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月30日(2019.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 使用者が交換可能なeリキッドカートリッジ、

(b) 前記カートリッジからeリキッドを引出し、霧化器にそのeリキッドをポンピングするよう構成されるeリキッド流体移送システム
を含み、

前記カートリッジが、前記カートリッジが真正であるかどうかを検証するために前記システムによって読み取られ、前記検証が良好であれば、前記システムが、eリキッドを前記流体移送システムによって前記eリキッドカートリッジから引出すことを可能にするセキュリティまたは認証子チップを含む、

電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項2】

前記カートリッジが、それに含まれる前記eリキッドに関するデータ及び／または前記カートリッジに関する固有の識別情報を記憶するためのメモリを含む、請求項1に記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項3】

前記メモリが、前記セキュリティまたは認証子チップの一部である、請求項2に記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項4】

前記メモリが、前記eリキッドのフレーバー、ニコチン強度、製造バッチ番号、製造の日付、充填の日付のうちの1つ以上など、前記カートリッジの前記eリキッドを定めるデータを記憶及び出力する、請求項2又は3に記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項5】

前記メモリが、税金または納税済みのデータを定めるデータを記憶及び出力する、請求項2～4のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項6】

前記メモリが、前記カートリッジのeリキッドの量を定めるデータを記憶及び出力する、請求項2～5のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 7】

前記カートリッジが再充填不可能でタンパーエビデント性であり、貯蔵及び移送中にeリキッドの安定性を保持する気密シールを含む、請求項1～6のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 8】

前記カートリッジが、eリキッドの容量において10mL以下である、請求項1～7のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 9】

前記カートリッジが2つの開口部を含み、

前記第1の開口部が、ファイリングラインの前記カートリッジを充填するために使用され、次いで栓またはプラグで覆われ、前記第2の開口部が、前記カートリッジからeリキッドを引出す針またはシステムによって貫通または穿刺されるように設計された隔壁によって封止され、前記針またはシステムは前記流体移送システムに接続されている、請求項1～8のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 10】

前記システム内のプロセッサが、リモートサーバからデータを受信し、前記カートリッジを使用可能にするか、それを使用できないようにする、請求項1～9のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 11】

前記システム内のプロセッサは、データを前記カートリッジの前記メモリに書出して戻し、前記メモリに書出して戻された前記データは、前記流体移送システムからのデータまたは前記流体移送システムと関連するデータ、例えばポンピングサイクル数から算出されるものとして、前記カートリッジに残っている、または前記カートリッジによって提供されている前記eリキッドの量の推定値または測定値を含む、請求項2～10のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 12】

前記システム内のプロセッサは、前記カートリッジの前記固有の識別情報によって定義されるように、各特定のカートリッジに残っている、または各特定のカートリッジによって提供されている前記eリキッドの量をシステムメモリに記憶する、請求項2～11のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 13】

前記システム内の前記プロセッサが、前記システムメモリまたはカートリッジメモリに記憶されている前記データを使用して判定された、前記カートリッジに残っている、または前記カートリッジによって提供されている前記eリキッドの量が、そのカートリッジの許容されるeリキッド容量を超える場合に特定のカートリッジを使用するのを妨げて、前記カートリッジの認定されていない再充填を無益にする、請求項12に記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 14】

前記カートリッジが、以下の

(a) 電子式ヴェポライザー用の携帯型の個人的な貯蔵及びキャリングケースであって、前記ケース内に配置される前記流体移送システムと係合するようにさらに構成される前記貯蔵及びキャリングケース、または

(b) 電子式ヴェポライザーであって、前記ヴェポライザー内に配置される前記流体移送システムと係合するようにさらに構成されている前記電子式ヴェポライザーの各々またはいずれかに挿入または取付けられるように構成されている、請求項1から13のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 15】

前記流体移送システムが、電子式ポンプ、または蠕動ポンプであり、それぞれの場合において、前記eリキッドを、eリキッド管を通して前記霧化器にポンピングする、請求項1～14のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 16】

前記カートリッジが前記霧化器とは別個に使用者が交換可能である、請求項 1～15 のいずれかに記載の電子たばこヴェポライザーシステム。

【請求項 17】

前記カートリッジから e リキッドを引出し、その e リキッドを霧化器にポンピングするように構成された e リキッド流体移送システムを含む電子たばこヴェポライザーシステム用の使用者が交換可能な e リキッドカートリッジであって、

前記カートリッジが、前記カートリッジが真正であるかどうかを検証するために前記システムによって読み取られ、前記検証が良好であれば、前記システムが、 e リキッドを前記流体移送システムによって前記 e リキッドカートリッジから引出すことを可能にするセキュリティまたは認証子チップを含む、

前記使用者が交換可能な e リキッドカートリッジ。

【請求項 18】

前記 e リキッドカートリッジが、請求項 1～16 のいずれかに定義されている電子たばこヴェポライザーシステム用の e リキッドを提供するように構成される、請求項 17 に記載の使用者が交換可能な e リキッドカートリッジ。